

消費者啓発出前講座実施要領

1 趣旨

消費生活センター及び県民サービスセンター消費生活相談員等が、消費生活の相談事例等を基にして、若者から高齢者までの各年代が遭いやすい消費者被害や消費者トラブル及び被害に遭った場合の対処法等を受講希望者にあわせて、分かりやすく直接説明し、消費者被害の未然防止を図る。

2 対象

県内に所在、居住、通勤、又は通学する団体（任意に結成したものを含む。）及び個人。（ただし、原則10人以上の参加が見込まれる場合に限る。）

3 開催日時

原則として、年末年始、土日祝日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、40分から90分程度実施するものとする。ただし、消費生活・文化課長等が承諾する場合はこの限りでない。

4 会場

当該出前講座を申し込む団体の代表者等（以下「申込者」という。）が用意するものとする。また、会場の使用料等は申込者の負担とする。

5 費用

無料

6 申込方法等

申込者は、別紙宮城県消費生活センター等消費者啓発出前講座申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入の上、原則として、開催希望日の2か月前までに消費生活センター又は県民サービスセンター（以下「センター等」という。）にファクシミリ等で直接申し込みするものとする。

センター等は、申込書を受領後、速やかに実施の可否を申込者に連絡するものとする。なお、日程調整が難しい場合は、消費生活センター及び県民サービスセンター間で協議の上、調整するものとする。

申込・問い合わせ先は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
県消費生活センター	〒980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1	022-211-3126	022-211-2959
大河原 県民サービスセンター	〒989-1243 大河原町字南 129-1	0224-52-5700	0224-53-3267
北部 県民サービスセンター	〒989-6117 大崎市古川旭 4-1-1	0229-22-5700	0229-22-6673
北部栗原 県民サービスセンター	〒987-2251 栗原市築館藤木 5-1	0228-23-5700	0228-22-4380
東部 県民サービスセンター	〒986-0850 石巻市あゆみ野 5-7	0225-93-5700	0225-95-6494
東部登米 県民サービスセンター	〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5	0220-22-5700	0220-22-2933
気仙沼 県民サービスセンター	〒988-0184 気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6	0226-22-7000	0226-24-2132

7 事務局

宮城県環境生活部消費生活・文化課相談啓発班

住 所：〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電 話：022-211-2524 FAX：022-211-2959

メール：syoubuns@pref.miyagi.lg.jp

8 その他

この要領の実施に関し必要な事項は、消費生活・文化課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

